

2018/2/27

まつざき 真琴

私は日本共産党県議団として、一般質問を行います。

1. 知事の政治姿勢について

①安倍政権による憲法改定について

まず、知事の政治姿勢についてであります。

私は、昨年第3回定例会において、知事に憲法9条観をお聞きしました。知事は「我が国が自由で民主的な平和国家として発展する上で極めて大きな役割を果たしてきていると考えて」といると答弁されました。

安倍首相は、昨年5月3日、「憲法9条に自衛隊の存在を書き込む」「2020年に新憲法施行をめざす」と述べ、改憲に並々ならぬ意欲を示しています。

安倍首相は、憲法に自衛隊を書き込んでも「自衛隊の任務や権限に変更が生じることはない」と繰り返していますが、結論から言えば、自衛隊を憲法に明記すれば、無制限の海外での武力行使に道を開くこととなります。

政府はこれまで、自衛隊は「自衛のための必要最小限の実力組織」であって、憲法9条第2項で禁止されている「戦力」にはあたらないと主張してきました。政府はこの立場から、海外への自衛隊の派兵、他国のために武力を行使する集団的自衛権の行使、武力行使を目的とした国連軍への参加、この3つの活動は自衛隊ができないとしていました。

ところが、安倍政権は、2014年にそれまでの政府見解を変えて、政権の解釈しだいで集団的自衛権を行使できるという閣議決定を行い、これを2015年の安保法制で法律化しました。しかしそれでも安倍首相はイラク戦争やアフガン戦争のような場合に「武力行使を目的として戦闘に参加することは決してない」と繰り返さざるをえませんでした。これは、9条2項が、安保法制も縛っているからです。

もし、憲法に自衛隊を明記すれば、9条2項の「戦力の不保持」と矛盾します。その場合「後からつくった法律は前の法律に優先する」という法律の世界の一般原則によって、9条2項が空文化してしまいます。自衛隊は、9条2項の縛りから解放されて、無制限な海外での武力行使に道を拓いてしまいます。

改憲派は、「災害救助で頑張っている自衛隊を違憲状態のままでいいのか」と9条に自衛隊を書き込むことを主張していますが、これまで海外派遣された自衛官のいのちを守ってきたのは、まさしく憲法9条です。

知事にお尋ねします。知事が答弁されたように、わが国が自由で民主的な平和国家であるために、大きな役割を果たしてきた憲法9条は変えるべきではないと考えますが、知事の見解を伺います。

## ②奄美大島における低空飛行訓練ルートについて

2016年12月13日に発生した米海兵隊普天間飛行場所属MV-22オスプレイの沖縄県名護市沿岸での墜落、大破した事故は、与論空港沖での空中給油訓練の最中に発生した事故でありました。私は、昨年9月議会で、米軍の事故に関する報告書の内容を示し、事故機が時刻18時17分に普天間基地を離陸し、その後、「暗視ゴーグル」を装着し、奄美大島上空で低空飛行訓練をおこない、その後事故を起こしたものであることを紹介しました。

本日、資料として配布しておりますのは、昨年10月、市民団体リムピースが、その米軍事故報告書の付属資料から読み取って、地図上に経路図として示したものです。この2月になって、一部修正されましたが、奄美大島の上空をぐるりと回るコースとなっています。

1月27日には、地元紙1面に、同様のルート図を示し、「奄美に低空訓練ルート」「非公表で設定」と報道されました。

知事にお尋ねします。この報道に触れての、知事の所感をお聞かせください。この報道後、県としてどういう対応を取られたのか、事実確認はなされたのか、ご答弁ください。

私は、実際に、このルートでオスプレイの飛行が行われているのか、これまで目撃情報を寄せていただいた方たちに聴きとりを行いました。奄美市の芦花部小中学校の上空や崎原小中学校の上空をよく飛んでいる。崎原中学校は断崖絶壁の上にあるため、「講堂や校舎のすぐ横を飛んでいるように見える。」大和村の国直では「畑の上をしょっちゅう飛んでいる」。奄美市内の山に囲まれた朝仁に住んでいる人は、山にぶつかるんじゃないかと思って、慌てて市役所に電話した。奄美市佐大熊に住んでいる女性は、音と振動で地震かと思って「震えた」と話しています。芦花部に住んでいる女性は、「大抵2機一緒に飛んでくる。芦花部小中学校の上を飛んできて東シナ海の方に飛んでいく。操縦士の顔が見えるほど低く飛んでいるが、向こうからも自分の顔が見えるかもしれないと思って怖くて見ないようにしている。夜8時すぎにも飛んでいるのが、音でわかる。」と話してくれました。これらの目撃情報は、まさしく、この地図に示されたルート上にあります。1999年1月14日に公表された在日米軍による低空飛行訓練についての日米両政府による合意文書には、「低空飛行の間、在日米軍の航空機は原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実地的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係わる他の建造物(学校、病院等)に妥当な考慮を払う。」とあります。しかし、小中学校の真上が低空飛行訓練のルートになっているのです。これはオスプレイの運行に関する環境レビューで示された6つのルートにはなく、日本政府にも伝えず、もちろん住民にも伝えず、奄美大島上空を米軍が訓練空域として使用していることとなります。

このような低空飛行訓練に強く抗議し、直ちに訓練の中止を要請すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

昨年12月7日、沖縄県宜野湾市内の保育園に沖縄の普天間基地所属の大型輸送機CH53の部品が落下しました。それから1週間もたたない13日、宜野湾市内の小学校の運動場に同じ、大型輸送機CH53の窓枠が落下する事故が発生しました。

同型機は、2004年8月には沖縄国際大学に墜落、炎上。昨年10月には沖縄県東村の民有地の牧草地に墜落、炎上しました。このCH53が、オスプレイと共に海上自衛隊鹿屋

航空基地で空中給油訓練を行う計画になっています。

米海兵隊の軍用機はこの1年余りを見ても、名護市、久米島町、伊江村、石垣市、東村、宜野湾市、うるま市、読谷村、渡名喜村と沖縄全土で事故を起こしています。

本県においても、今、県内各地で、オスプレイなどの米軍機の低空飛行が目撃されています。

鹿屋市においては、米軍空中給油機の訓練に関して、防衛省と協定を結び、基地再編交付金も支払われています。しかし、ことは鹿屋市だけの問題ではありません。県土の上空を飛び回っている米軍機から県民の安全を守るために、鹿屋自衛隊基地での空中給油訓練の中止を要請すべきと考えますが、見解を伺います。

### ③原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟の「原発ゼロ基本法案」に対する評価

福島原発事故から、まもなく丸7年になろうとしています。1965年以来建設され稼働した商業用原発は57基、今、稼働しているのは、全国で3基だけです。

これは何を意味しているのでしょうか。

政府は、2014年4月に策定したエネルギー基本計画から3年が経過し、昨年8月から見直しを始めており、今年中に新しい基本計画をつくることになっています。エネルギー基本計画では原発をベースロード電源と位置づけ、2030年度の電源の20～22%を原発でまかなうとしています。これは原発を30基程度稼働することを意味しますが、現在、廃炉が決定しているもの、再稼働のための適合審査申請の見通しがたたないものが多数あり、30基稼働というのは、新たに原発を新增設する、稼働後40年を超えて60年運転をしなければ達成できない数字です。

川内原発を40年を超えて運転し続ける、ありえないことです。

今年、1月10日、小泉純一郎、細川護熙両元首相が顧問を務める原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟は、「原発ゼロ基本法案」を発表しました。これは、福島の教訓をふまえて、運転中の原発は直ちに停止する、停止中の原発は今後一切稼働させない、2050年までに全電力を自然エネルギーでまかなうようにするというものです。わが党は、全面的に賛同することを表明しています。

そこでお尋ねします。三反園知事は、「再生可能エネルギーを推進することで原発に頼らない社会に向けた歩みを少しずつ進めていきたい。」まさしく、この「原発ゼロ基本法案」の方向性は知事の理想とされるものではありませんか。知事のこの法案についての見解をお聞かせください。

## 2. 国保の県単位化について

私は、この間、議会のたびごとに、国保の問題について取り上げ、高すぎる国保税の問題を指摘してきました。

これまで国保の運営主体だった市町村は、住民のいのちと健康を守るために、国の国庫負担が削減されていく中で、住民負担を重くしないための努力をしてきました。

例えば、鹿児島市は、平成28年決算ベースでの1人あたり保険税必要額は102,267円という額ですが、鹿児島市は平成27年度の一般会計から22億4700万円あまりの法定外繰入を行っており、1人あたりの27年度調定額は79,304円となっています。県内で鹿児島市に次いで、多額の繰入を行っているのが伊佐市で、28年決算ベースでは1人あたり保険税必要額は98,880円となっておりますが、平成27年度3億5200万円の法定外繰入を行っており、1人あたりの調定額は64,344円となっています。

この4月から始まる国保の県単位化で、最も心配されていたのが、国保税の引き上げです。国は、一般会計からの繰入は赤字分とし、この解消をめざす方針を示しましたが、ここにきて、法定外繰り入れについても引き続き実施し、保険料負担の急激な高騰とならないように自治体に対して提示しています。

私は、県内市町村に、来年度の国保税額がどうなるのか、お尋ねをしました。その結果、検討中のところを除いて、引き上げを予定しているのは6市町村、据え置きが26市町村、引下げが3市町村でありました。据え置きをする市町村の半数以上が、法定外繰り入れをが引き続き実施をします。

そこでおたずねいたします。市町村が国保税を引き上げないためにこれまで行ってきた法定額繰入をどう評価されますか。また、市町村が、法定外繰り入れを自主的に判断して行うことを尊重すべきであり、将来においても認めるべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

私が、市町村にお話を伺う中で、多くの担当者が「30年度は、なんとか据え置きでできると思うが、それ以降は分からない。」「激変緩和措置終了後にどうなるのか心配。」と話していました。

「高すぎる国保税」をこれ以上引き上げないために、市町村の努力と合わせて、県としても独自に財政的な支援を行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。

来年度、運営方針に沿って、法定外繰入を行わず、国保税は据え置く予定の市町村の担当者は「なんとか収納率を引き上げて対応する」と話していました。県が示した納付金は100%収めなければなりません。運営方針の中には、もちろん、医療費削減のための健康増進の方策も示されておりますが、これは、すぐさま結果が出せるものではありません。そこで懸念されるのが、収納率引き上げのための厳しい取り立てです。運営方針には、収納対策の強化として、差し押さえのための財産の「搜索」や、差し押さえた財産の公売会を複数の市町村と共同で行うこと。また、研修として、国保固有の短期保険証や資格証明書の制度の理解を深めることが示されています。

2016年度、国保税の滞納世帯数は12.1%で、33,704世帯、保険税を滞納している世帯に交付される短期保険証は20,527世帯、窓口で10割の負担を求められる資格証明書は3,083世帯に交付されています。短期保険証は、期限が切れれば、保険税を収めなければ更新はされません。

国民健康保険法第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあり、国保は、国民のいのちを守るための国民皆保険の制度、社会保障であります。その国保の運営に県が直接関

わることになるのであれば、県がやるべきことは、市町村とともに、保険証がない人をなくしていくことではありませんか。また、国保の滞納者は、払いたくても払えない人たちです。徴収対策として、財産の差押えは行うべきではありません。県の見解を伺います。

### 3. 子ども医療費助成制度の現物給付について

知事は、今年10月からの非課税世帯の未就学児の医療費の窓口負担ゼロを目指して「乳幼児医療費助成の在り方に係る有識者懇談会」を開催しておられます。未就学児のうち非課税世帯のみを現物給付の対象とすることにより、行政、医療機関、国保連合会におけるシステム改修に係る費用が増大すること、事務手続きが煩雑化すること、また医療機関の窓口で課税世帯か非課税世帯か分かってしまうこと等に関して議論がなされたと聞いています。県としては、これらの課題についてどう考えているのか、見解を伺います。

知事のManifestoには、「子供医療費助成制度は、窓口での一時払いを完全ゼロにします。」と示されています。しかし、10月からの現物給付の対象者は「非課税世帯」と限定されたものです。住民税非課税世帯の子どもは、対象年齢児の6人に1人にすぎません。

子どもを持つ多くの親や祖父母が、知事のManifestoに期待をしていました。「三反園知事になれば、安心して子育てができる。」そう思い、知事選で一票にその願いを託したのです。子ども医療費助成の現物給付は、子育て支援の象徴でもあるのです。知事、今回、非課税世帯に限定したことは、知事のManifestoに対する県民の期待から大きく外れているではありませんか。知事の見解を求めます。

知事は、経済的な理由から受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐという観点から非課税世帯を対象とするとされていますが、経済的理由から受診をためらうのは非課税世帯だけではありません。子どものいのちを守ることに、親の所得による区別や差別はあってはなりません。

国においては、この間行ってきた医療費助成の現物給付に係る国保の減額調整措置、いわゆるペナルティは、2018年度から未就学児の分は適用しないこととされていますが、その条件として所得制限はありません。九州・沖縄で、本県と同様に現物給付を実施していなかったもうひとつの沖縄県では、同じく10月から現物給付とする予定ですが、所得制限は設けず、すべての子どもを対象としています。

国が、すべての世帯を対象とした現物給付を認めているのに、なぜ、本県は、非課税世帯だけに限るのか、どうしても納得行きません。すべての未就学児を対象に現物給付を実施すべきです。見解をお聞かせください。

### 4. いじめ問題再調査について

県立高校当時1年生の生徒が自殺しました。遺族の要望により、本県で初めていじめ調査委員会が設置され、第三者委員会による調査が行われました。

私は、若い命が、なぜ自らによって断たれなければならなかったのか、その真相を明らかにし、二度とこのような事態が繰り返されないように何をすべきなのか、それを明らかにするためにも、初めて設置された第三者委員会は重要な役割を持っていると考えてきました。

また、このような悲しい事態は繰り返されてはなりません。今後、残念ながら、もし同様の事態が起きたときに、今回の委員会の調査の進め方が前例となっていくことから、この調査の在り方についてしっかりと見ていく必要があると考えます。

今回、いじめ調査委員会は、昨年3月30日、調査結果を県教育委員会に報告しました。県教育委員会は、12月14日、その調査結果を知事に報告しました。その際、いじめ防止対策推進法、文科省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「鹿児島県いじめ防止基本方針」にもとづいて、遺族による調査結果に係る所見が「意見書」として報告書に添えられました。本日、私の質問の資料として配布させていただいたのが、遺族の代理人から提出された「意見書」です。もちろん、遺族の了解を得た上で、配布しています。

本日、これを配布したのは、今議会、補正予算関連議案として、いじめ再調査委員会条例が提案され、当初予算として、いじめ再調査に係る予算が計上されているからです。いじめ調査委員会の調査報告書の概要は公表され県のホームページに掲載されていますが、遺族の意見書は公表されていません。知事は、この両方を見て、再調査を行う判断をされたわけですから、両方を読まなければ議会としてそれらの議案が妥当であるかの判断ができないと考えます。

「意見書」を見ればわかりますが、事実の単純なまちがいや調査の不十分さ、いじめの判断の問題など、私は、知事が再調査を行う判断をされたこと、遺族と面談した上で、再調査は教育委員会ではなく、知事部局で行うとされた判断は、適切であったと評価するものです。

その上で、何点かおたずねいたします。

知事は、その判断を示した記者会見において、「遺族に寄り添う」と発言されていますが、それは、具体的にはどのような趣旨であるのか。再調査が決まった1月以降、遺族との協議はどうなっているのか。再調査を教育委員会ではなく知事部局で行うことを遺族が要望された理由について把握できているのか、伺います。

先の調査委員会においては、県教委や調査委員会が遺族の要望を聞かず、協議もしなかったことで、息子の命が置き去りにされた思いを持ち、苦しかったと遺族は語っておられます。

県の基本方針にも文科省のガイドラインにも、調査の目的、調査主体、調査時期、スケジュール、調査事項や調査対象、調査方法、調査結果の提供などを調査実施前に保護者に説明し、結果報告はもちろん、途中の経過報告を行うことが示されています。今回の再調査にあたっては、実際にこれらの説明はおこなわれているのでしょうか。今議会に提案されている条例の可決後に説明を行う予定であれば、いつ頃になるのかお示してください。

また、当初予算には、「いじめ再調査事業」が計上されておりますが、卒業した生徒への聴きとりや県外からの委員を委嘱することも想定して積算されているのかお尋ねいたします。

##### 5. 「かごしま教員育成指標」と教職員の多忙化解消について

本県においては、今、「学校における業務改善方針（案）」が示され、3月12日までパブリックコメントが行われています。同時に、「かごしま教員育成指標」なるものが示され、この徹底が図られていく状況にあります。

### ①学校における業務改善方針案について

まず、「学校における業務改善方針（案）」についてお尋ねします。この方針案の背景にある教職員の多忙な現状について、国は全国実態調査の結果をどう分析しているのか。県教育委員会としては、本県の教員の勤務実態をどのように認識しておられるのかお示してください。

昨年末、中央教育審議会は「学校における働き方改革」に関する「中間とりまとめ」を出しました。

この中には、原則的な視点、立場として「定められた勤務時間内で業務を行うことが基本」とし、押しつけでなく、各学校の主体性を大事にすること、国や地方公共団体が、学校や教師だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じる必要を述べた上で、削減すべき業務に関しても具体的に言及しています。これらは、教員の勤務実態があまりにも過酷であるがゆえの指摘であり、現実を直視した姿勢については評価するものです。

しかし、その解決策として示されたものは、大変不十分なものと言わざるをえません。それは、一番必要な教員数の抜本的増員が抜け落ちている点です。小学校の英語教育の早期化・教科化に伴う英語専科の教師と中学校の生徒指導担当の教師の充実というささやかな教員増は要求していますが、今の教職員の長時間労働は、その程度の教員増でなんとかなるような甘いものではありません。

教師にとって、子どもたちがわかる授業をしたい、子どもたちが面白いと思える授業をしたいというのは、一番の願いです。しかし、他の業務に忙しく、授業準備に充てる時間が取れない、やろうとすれば、学校に遅くまで残ってやるか、家に持ち帰ってやるしかありません。

そこでおたずねします。国は、教員定数を算定するのに、「1時間の授業に、1時間程度は準備が必要」という考え方をとっています。2016年度の教員勤務実態調査によると、小学校では、授業時間は45分一コマで考えると平日は何コマになるか。また、授業準備は一コマあたり何分充てているのかお示してください。

全日本教職員組合は、小学校での教員の授業時数の当面の上限を20コマ、これは一日あたり4コマ、1コマは45分なので、一日あたり3時間にする提言をしています。授業に3時間、準備に3時間、その他の業務が1時間45分ならば、勤務時間内に収まります。そのためには、おおよそ1.4倍の教員が必要だという計算になります。

県教育委員会が策定した「業務改善方針案」には、改善策として①業務の簡素化②業務の効率化③業務改善の意識化とあります。業務自体が削減されれば、簡素化となるかもしれませんが、方針案では、教員と事務職員との役割分担を行い、教員の仕事ではない仕事を事務職員にさせ、教員の負担軽減を図るというものです。これは、事務職員の増員なしには絵に書いた餅になってしまうのではありませんか。また、業務の効率化については、そのための研修等の実施や外部人材等を生かしたチーム体制を取るとされていますが、かえってこれらに時間を取られてしまうのではありませんか。また、教職員の働き方に関する意識改革を図るとありますが、今の教職員の長時間労働の現状は、意識改革で改善できるようなレベルではありません。

「中間まとめ」が教員の抜本増にむかえなかった根本には、安倍政権の姿勢があります。

安倍政権は4年連続教育予算を削り、教員の抜本増に背を向け続けています。民主党政権が始めた35人学級を途中でとめたのも安倍政権です。

この「業務改善方針(案)」のおわりには、「本県の学校教育が更に充実するとともに、学校で働く教職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現をめざします。全ては鹿児島県の子供たちのために。」と結ばれています。これを実現させるためには、示されている「業務改善方針案」とともに、学校事務職員を含めた教職員の定数増が必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

## ②「かごしま教員育成指標」の問題点について

もう一点、「かごしま教員育成指標」についてであります。これは、2015年末に出された中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上」に基づき、2016年11月に公布された「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」で、国が示した「指針」を参酌しつつ、地域の実情に応じ、「指標」を策定することとされたことによるものであります。この中教審答申は、現在の学校と教育の困難を打開し、課題を克服する責任を、主として個々の教員の資質に求めるものです。これは、学校と教職員の自主性を奪い、長時間過密労働を放置してきた国及び教育行政の責任を放棄するものであると同時に、安倍政権の目的遂行のために国による教育への政治支配を強化する方向で、教員の養成、採用、研修を統制しようとするものだと言えます。

教員の資質向上などと称して、国の方針のもとで、あるべき教員像を示し、研修で育成する方法で、今の学校と教育の困難が解決できるでしょうか。学校に策定が求められている「育成ビジョン」や「研修計画」による研修の強化は、先に述べた中教審の「働き方改革」の「中間まとめ」の方向性と矛盾するものではありませんか。教員が学びの専門家として、みずからの職責のために自主的に研修に取り組むことが必要です。教員の自由と自主性が尊重され、教員が、身体的にも、精神的にも余裕を持ち、子どもたちや保護者にしっかりと向き合うことができる、そのような環境を作ることこそ、教育行政が行うべきことではないでしょうか。そのためにも、行政研修の削減、校内研修の機会の確保、充実、少人数学級の推進と授業の持ち時数削減のための定数改善、多忙化の解消を進めることこそ、教育行政の責務ではありませんか。県教育委員会の見解を求めます。

## 6. 鹿児島市南部の特別支援学校整備について

鹿児島市南部の特別支援学校の整備について、昨年第2回定例会においては公明党会派の議員が、第3回定例会では自民党会派の議員が、第4回定例会では県民連合会派の議員が取り上げています。これは、県議会の全会派が一致した要求です。知事は、これらの答弁で「私は、特別支援教育を推進したい」「保護者に熱い思いを聞かせていただき、全く同じ思いである」「思いを重く受け止め、対応していきたい」と述べられました。知事の任期や県議の任期は4年間ありますが、この課題は、そのうちに対応すればいいというわけにはいきません。

子どもたちは日々成長しており、1年1年学年は進んできます。鹿児島市南部の特別支援学校整備は、今の鹿児島県の特別支援学校をめぐる課題の中でも、最優先の課題ではないで



しょうか。もちろん、それなりの予算が必要となります。だからこそ一日も早い知事の決断  
が必要です。知事の見解を求めます。